

## 平成20年 第12回宇都宮市教育委員会会議録

1 日時 平成20年9月26日（金） 開始時刻 午後1時30分  
2 場所 宇都宮市役所教育委員室  
3 出席委員 小寺委員長、藤原委員、石井委員、大場委員、伊藤教育長  
4 説明員 高井教育次長、鈴木教育監、吉川家庭教育支援担当参事  
水越学校支援担当副参事兼学校教育課長  
渡辺文化振興担当副参事、篠塚教育企画課長  
赤石澤教育企画課総務担当主幹  
佐々木教育企画課教育制度担当主幹、伊沢学校管理課長  
片桐学校健康課長、高橋生涯学習課長、檜原文化課長  
荻田スポーツ振興課長、久保教育センター所長  
5 書記 森岡教育企画課長補佐、伊藤係長、川口主任主事、赤羽主事  
6 傍聴者 1名  
7 議題

### （1）審議事項

議案第36号 「学校問題に係る対策方針（最終報告）」（案）について  
議案第37号 宇都宮市小中学校の通学区域に関する規則の一部改正  
議案第38号 宇都宮市文化財保護審議委員会委員の委嘱について  
議案第39号 学校の器物損壊事件における告訴について

### （2）報告事項

報告第64号 平成20年9月議会一般質問の概要について  
同 第65号 教育行政相談の内容と対応について  
同 第66号 学校版もったいない運動の推進について  
同 第67号 携帯電話等の使用に係る問題対策指針の策定について  
同 第68号 学校事件・事故について

### （3）その他

①平成20年度第1回宇都宮市視聴覚ライブラリー運営委員会の結果について

## 8 議事の内容

委員長	ただいまから、平成20年第12回宇都宮市教育委員会を開会します。
委員長	会議録署名委員の指名 藤原委員、大場委員 第11回教育委員会の会議録について、御意見などありますか。 (特になし、全員了承)
委員長	会議録を承認します。
委員長	次に、本日の案件のうち、

議案第38号「宇都宮市文化財保護審議委員会員の委嘱について」  
議案第39号「学校の器物損壊事件における告訴について」  
報告第65号「教育行政相談の内容と対応について」  
報告第68号「学校事件・事故について」は、  
意思形成課程のもの及び個人情報に関する内容のものが含まれます  
ので、非公開としてよろしいか。

(全員賛成)

委員長 全員賛成ですので非公開とします。

委員長 それでは、審議事項に入ります。

委員長 議案第36号「学校問題に係る対策方針（最終報告）（案）について説明願います。

学校教育課長

【説明要旨】

学校問題に係る対策方針（最終報告）について説明。

委員長

説明が終わりましたが、質疑などありますか。

藤原委員

問題は様々な状況下で起こる。マニュアル的な対応にならないよう  
に、状況に応じた柔軟な対応が重要である。

石井委員

教職員や市民団体の意見交換会を多く開催していることがわかつた。  
今回限りでなく定期的にあると見直しもできるし、多くの意見も  
反映される。親の意識が変わることも重要。お互い意見を出し合うこ  
とが必要である。

藤原委員

自由に意見が言える場が必要である。

委員長

このとおり決定してよろしいか。（全員了承）

それでは、議案第36号を決定します。

委員長

次に議案第37号「宇都宮市立小中学校の通学区域に関する規則の  
一部改正」について説明願います。

教育企画課長

【説明要旨】

市内的一部地域の住居表示変更に伴い規則改正を行うことにつ  
いて説明。

委員長

説明が終わりましたが、質疑などありますか。（特になし）

このとおり決定してよろしいか。（全員了承）

それでは、議案第37号を決定します。

委員長

次に報告事項に入ります。

委員長

報告第64号「平成20年9月議会一般質問の概要について」説明  
願います。

総務担当主幹

【説明要旨】

平成20年9月議会一般質問の概要について説明

委員長

藤原委員

説明が終わりましたが、質疑などありますか。  
剣道の普及について質問がでているが、授業では取り入れているのか。

教育監

藤原委員

教育監

委員長

本市では中学校の体育の授業で剣道を行っている。  
指導者はいるのか。  
体育の教師は研修を受けており、指導できる。  
このとおり承認してよろしいか。（全員了承）  
それでは、報告第64号を承認します。

委員長

次に報告第66号「学校版もったいない運動の推進について」説明願います。

学校管理課長

【説明要旨】

ポイント制度導入により学校物品有効活用システムの利用を促進し、学校版もったいない運動を推進することについて説明

委員長

藤原委員

説明が終わりましたが、質疑などありますか。  
譲渡校が300ポイントで譲受校が150ポイントと2倍の差があるが、なぜこのような付け方になったのか。

貸す側は、いつでも貸し出せるようきちんと物品を整理しておかなければならぬ。その努力に対して譲渡校には倍のポイントをつけるものである。

委員長

委員長

大変有効的なシステムである。

このとおり承認してよろしいか。（全員了承）

それでは、報告第66号を承認します。

委員長

次に報告第67号「携帯電話等の使用に係る問題対策について」説明願います。

学校教育課長

【説明要旨】

小中学生の携帯電話等の使用に関する基本的な考え方や具体的な取り組みを取りまとめた指針について説明

委員長

石井委員

藤原委員

学校教育課長

説明が終わりましたが、質疑などありますか。  
電話としての機能以外の部分が問題となっている。  
実態としてどのくらいの児童生徒が携帯電話を所持しているのか。  
本市では小学6年生で3割、中学3年生で8割の子どもが所持している。

委員長

学校には持ってきてよいのか。

学校教育課長	学校には持ってきてはいけないことになっているが、事情があり持ってくる場合は、担任に預け、帰りに返すことになっている。
委員長	このとおり承認してよろしいか。(全員了承) それでは、報告第67号を承認します。
委員長	その他の案件については資料提供のみですので、後でご覧ください。
委員長	以上で公開できる案件の審議を終了いたします。 議案第38号、議案第39号、報告第65号、報告第68号は、意思形成過程のもの及び個人情報に関する内容のものが含まれるため、非公開といたします。
委員長	傍聴者の方は、御退席をお願いいたします。 (傍聴者 退席)
	・・・(非公開の審議の開始)・・・ ・・・(非公開の審議の終了)・・・
委員長	次に、委員の皆様からご意見などあればお願いします。(特になし)ほかにないようですので、事務局から何かございますか。
事務局	[次回教育委員会の開催について] 10月 1日 (水) 午前9時00分 臨時会 10月 24日 (金) 午後3時30分 定例会
委員長	ほかにありますか。(なければ) 以上をもちまして、本日の委員会を閉会といたします。
	終了時刻 午後2時50分